千葉市職員措置請求 (21千監(住)第2号) に係る監査の結果について

- 1 請求人 市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉 村越 啓雄
- 2 請求日 平成21年5月25日

3 請求内容

若葉区多部田町地内における水道及びガスの供給施設の補償工事について、さくらエンジリアリング(株)と締結した協定(以下「補償協定」という。)を変更する協定に記載されている「その他の箇所」の費用を「自治会・管理組合」乃至「さくらエンジニアリング(株)」をして千葉市に返還させるよう千葉市長に勧告されたい。

または、変更協定の専決権者に対し、千葉市の被った損害額を返還させるよう千葉市長に勧告されたい。

4 対象事項

市がさくらエンジニアリング(株)と締結した補償協定は、違法不当な契約の締結に当たるか否か。 また、それにより支払われた補償金は、違法不当な公金の支出に当たるか否か。

5 監査結果

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定については、自治法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

本件監査請求は、審議の結果、合議に至らなかったため、監査の結果を出すことはできなかった。なお、参考までに監査委員の判断内容を以下に付記する。

(1)請求に理由がないとする見解(要旨)

ア 補償の対象について

市が補償工事費用の全額を負担したことは、損失補償における基本的な原則に基づくものであり、理解できる。 また、当初、下水道工事の支障とならない「その他の箇所」は補償の対象としていなかったが、それは、撤去の 必要性が無いものと両者において認識していたためである。

なお、市は、千葉県水道局に対しても、同様の補償を行っている。市が水道管の布設替えと石綿セメント管の撤去処理費を一体的なものとして補償の対象としたことは、妥当なものである。

イ 補償金額について

さくらエンジニアリング(株)からの請求額の総額は、市の積算基準により計算した額の総額より約250万円 低額となっており、同社に支払った補償金額は、妥当な範囲内のものと認められる。

ウ 補償の対象者について

地元自治会とさくらエンジニアリング(株)との覚書では、未ださくらエンジニアリング(株)に所有権があるとされている。また、京成電鉄(株)からさくらエンジニアリング(株)へ水道施設の承継届が提出され、水道施設の道路占用許可申請と道路占用料の支払いをさくらエンジニアリング(株)が行っている。

そこで、市は両者の見解を確認し、さくらエンジニアリング(株)を所有者と認定し損失補償の対象としたものであり、将来争いになることも考えられず、特に問題はない。

エ 下水道工事と補償工事の工区が相違することについて

補償協定は、5工区全ての補償工事費が5,000万円に近い額となっているが、これは局長専決とする意図のもとに、都合の良い事務処理をしたと言わざるを得ない。

本件各協定の締結は、財務事務の処理として適正さを欠いたものと言わざるを得ないが、そのことのゆえをもって本件補償金の支出が違法不当となるとは言えない。

オ 16-1工区他に係る協定について

本来は協定を変更して対応すべきであったが、本件追加撤去工事は、新たな協定により対応した。

また、16-1 IZ他の協定は、500万円以内という金額であるから、局長決裁を受けず、課長専決により処理されているが、変更協定としなかったことと併せて適正な財務事務の処理とは言えない。

しかし、これらのゆえをもって、本件補償金の支出が違法不当となるとは言えない。

カ 補償金の支出に係る財務処理について

本件補償工事費の支出は、全て5,000万円以内とする意図的な分割が行われたり、協定の変更手続を行うべきところ、新規協定の形態で課長専決により処理され、局長以上の職位の意思決定を避けていると指摘されてもやむを得ないような不適正な財務処理がなされている。

補償金の支出に係る財務事務の処理について、その適正化を図るよう努められたい。

(2)請求に一部理由があるとする見解(要旨)

ア 本件補償工事の概観

- ①水道仮配管が布設され、次に下水道工事がなされ、最後に石綿セメント管撤去工事がなされた。
- ②各工事箇所は各々道路上の別の場所に位置しており、その都度掘削と埋戻がなされた。
- ③ガス管は補償工事はなされなかった。
- ④水道仮配管は後に市水道局に無償移管されることとなっていた。

各工事の性格、位置付けを整理すると、本件では、いずみ台ローズタウンにおいて下水道事業と水道事業が同時 に展開されたと見ることができる。

イ 石綿セメント管の所有者について

本件水道は水道法に規定する専用水道と位置付けられており、自家用水道であるので、所有者は、利用者である地元住民(地元自治会)という他はなく、さくらエンジニアリング(株)を所有者としたことには必然性はない。

ウ 石綿セメント管撤去工事と下水道工事の関係

石綿セメント管の一部は下水道工事の遂行の支障になり、撤去されたとの説明がなされてきたが、同じ水道管でも塩化ビニール管は撤去する必要がなく、また、ガス管も実際には撤去する必要がなかった。

下水道工事の際に支障がある故に撤去を余儀なくされた石綿セメント管は、まずなかったものと考える。

エ 本件設計の問題点

本件補償工事については、市水道局が間接的であれ、積算、検査に関与したことが伺われる。そうであれば、市議会の予算議決を受け、市の水道工事として発注するという設計のもと競争入札により行うこともできたのである。このように見てみれば、下水道工事の一環として設計したことは、「最小の経費で最大の効果を」という自治法第2条第14項の趣旨に反するものであったと言うべきである。

オ 石綿セメント管の撤去費用の負担と協定の変更について

この協定の変更の理由は、理由書の記載だけでは論旨は不明確であるが、本件の補償を下水道工事に伴う破損若 しくはその虞のある水道管を補償するという捉え方をすれば、破損の虞がある石綿セメント管に替えて水道管を仮 に布設し、従来の配管を撤去することと一体のものとしたことは、損失補償の本旨に沿ったものとする監査対象部 局の説明は、千葉県水道局の工事の場合とあわせて考えれば一定の合理性が認められる。

カ 本件石綿セメント管撤去工事費の請求について

水道仮配管布設工事と連動していたなら「結果として」同工事の費用と5,000万円との差を揃えるように、 水道仮配管布設工事費が少ないところが、撤去工事費が多くなることはあり得ず、このような処理は、本来局長決 裁では済まない支出を意図的に局長決裁で済ますことを企図したものであり、この区分を意図的に潜脱する行為は 違法であると言わざるを得ない。

さらに、5工区とは別に新規に「16-1工区他」の協定を締結したことや16-1工区他が500万円以内という金額であるという理由で課長専決としたのは論外である。

キ 市の積算額を超える「補償金」の支出について

補償は、工事に伴う破損の補償を本質とするから、市の積算金額以上に支払うことはできないものである。 市の積算を上回る支払いは、15-4 工区の撤去工事費、16-1 工区、16-2 工区の補償金で合計 410 万 1,000 円であり、これらは、正当な補償を超える支出であり損害となる。

市はこれらについて補償する義務のない補償金を支払ったもので、さくらエンジニアリング(株)は、正当な補償の範囲を超えて補償金を受け取っているから、これを不当利得として返還を求めるべきものである。